

奈良市公報

号 外 第 26 号

平成 17年 11月 4日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

告 示	
予防接種の実施の一部改正	1
町の区域及び名称の変更	1
予防接種の実施の一部改正	3
放置自転車等の保管	3
開発行為に関する工事の完了	3
認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	4
予防接種の実施の一部改正	4
なら工芸館の臨時休館等	4
道路の位置指定	4
放置自転車等の保管	4
平成 17年度奈良市一般会計補正予算等の要領	4
地籍調査の地図及び簿冊の作成	9
放置自転車等の保管	9
道路の位置指定	9
県営土地改良事業の申請	9
土地改良事業の申請 (3 件)	10
道路の位置指定	11
放置自転車等の保管	11
開発行為に関する工事の完了	11
放置自転車等の保管	11
生活保護法の規定による施術者の指定	11
平成 17年度近傍同種の住宅の家賃等	12
金融機関の指定についての一部改正	12
急性灰白髄炎予防接種の実施	12
開発行為に関する工事の完了	12

公 平 委 員 会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	12
-----------------------------------	----

公 営 企 業

奈良市水道局指定給水装置工事業業者からの事業の廃止の届出	13
奈良市水道局指定給水装置工事業業者の指定	13
奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正	13

教 育 委 員 会

奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則 ...	13
奈良市公民館分館規則を廃止する規則	13
奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部	

を改正する規則	14
奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則...	14
奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則	15
奈良市青年の家交楽館条例施行規則の一部を改正する規則	15
選 挙 管 理 委 員 会	
在外選挙人名簿からの抹消	16
正 誤	
正誤表	16

告 示

奈良市告示第 556号

平成 17年奈良市告示第 217号 (予防接種の実施) の一部を次のように改正する。

平成 17年 9月 16日

奈良市長 藤 原 昭

次のよう省略

(平成 17年 9月 16日 掲 示 済)

奈良市告示第 557号

地方自治法 (昭和 22年法律第 67号) 第 260条第 1 項の規定により、平成 17年 11月 7日から、本市内の区域のうち町の区域及び名称を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域及び名称は別図 1 (変更前) 及び別図 2 (変更後) のとおりです。

平成 17年 9月 16日

奈良市長 藤 原 昭

別表

新町名	現町名	新町となる区域
法蓮佐保山一丁目	法蓮町 半田開町 (各一部)	法蓮町 890の 1、891の 1、892の 1、892の 2、893から 895まで、897、896の 2、899の 1、899の 8、903、半田開町 99の 1、99の 12、99の 15、99の 6、99の 28、99の 16、114の 1、114の 2、法蓮町 1736の 1、1736の 4、半田開町 114の 1 北西側から半田開町 93の 24 北西側に隣接する道路である市有地の北西側、半田開町 93

		の2先から半田開町85の26先までの市道北部第396号線の南側、半田開町85の20、85の19、法蓮町1723の3、1723の2、1725の2、1649の3の一部、1630の3の一部、1656の10の一部、1656の6、1656の3、1723の1、1721、1669の1、1670の1、2071、1720の2、1718の1、1711の2、1717の4、1717の2、1711の5、法蓮町1711の5先から法蓮町1705の4先までの県道奈良加茂線の西側、法蓮町1705の5の一部、法蓮町1705の5先から法蓮町1702の7先までの水路である市有地の北西側、法蓮町917西側に隣接する水路である市有地の西側、法蓮町916の3北側から法蓮町926の17北側に隣接する水路である市有地の北側、法蓮町911の1、927の18、927の14の一部、927の3の一部及び935の一部によって囲まれた区域			県道奈良加茂線の西側、法蓮町1621の1、法蓮町1619の9の北側及び西側、法蓮町1618の5、法蓮町1619の1の東側及び北側、法蓮町1662東側から法蓮町1661東側に隣接する道路である市有地の東側、法蓮町1656の4及び1656の8によって囲まれた区域
法蓮佐保山四丁目	法蓮町 半田開町 奈良阪町 般若寺町 (各一部)	法蓮町1649の3の一部、1630の3の一部、1656の10の一部、1656の5、1656の2、1658、1661、法蓮町1661東側から法蓮町1662東側に隣接する道路である市有地の東側、法蓮町1619の1、1618の2、1617の4、1617の6、1617の7、1617の3、1617の5、1618の6、1619の9、法蓮町1621の1先から法蓮町1625の3先までの県道奈良加茂線の西側、法蓮町1625の2、1598の3、1598の4、1598の2、1598の1、1580の1、1578の2、1578の1、1577の1、1577の2、1576、1575、1567の2、1567の1、1564の2、1563の2、1563の1、1561、1560、奈良阪町1768から1771まで、1799の2、1799の1、1800、1801、2783の一部、2784の一部、1833、1836、1837、1843の1、法蓮町1559の1、1554、1553の1、1552の3、1551の1、般若寺町66の2、法蓮町1453の9、半田開町55の1、55の3、54、法蓮町1493の1、1498の2、1508、1509、1512、1513の2、1514の118、半田開町42、41、40、39の3、39の4、46の1、46の3、46の2の一部、48の2の一部、32の2の一部、32の3、160の1、18の1、18の3、18の2、18の6、18の7、22の2、22の1、23、25の1、法蓮町1405の1東側に隣接する道路である市有地の西側、法蓮町1405の1先から法蓮町1405の3先までの市道北部第575号線の南側、法蓮町1405の3、1406			
法蓮佐保山二丁目	法蓮町 半田開町 (各一部)	半田開町85の26先から法蓮町1903の8先までの市道北部第396号線の南側及び西側、法蓮町1921の90、1921の4、1885の1、法蓮町1885の1先から法蓮町1723の2先までの市道北部第7号線の西側、法蓮町1723の2の北側及び西側、法蓮町1723の3の西側、半田開町85の4、85の15及び85の17によって囲まれた区域			
法蓮佐保山三丁目	法蓮町 奈良阪町 (各一部)	法蓮町1649の3先から法蓮町1885の1先までの市道北部第7号線の西側、法蓮町1885の2先から法蓮町1236の3先までの市道北部第8号線の南側、法蓮町1592の1先から法蓮町1565の4先までの市道北部第8号線の南側、奈良阪町2071、2072、法蓮町1564の1、1566の1、1583の3、1583の1、1583の4、1580の3、1581の2、1597の2、1597の4、1597の3、1597の5、法蓮町1625の3先から法蓮町1621の1先までの			

		法蓮町 1405の 5 の東側、半田開町 25の 2 の東側、法蓮町 1699の 1、1699の 2、1700の 3 の一部、法蓮町 1700の 4 先から法蓮町 1711の 5 先までの県道奈良加茂線の西側、法蓮町 1674 1716 1719 1671、1670の 2、1669の 2、1668の 2、1668の 3 及び 1656の 5 によって囲まれた区域	別図 1 及び別図 2 省略 (平成 17年 9月 16日揭示済) 奈良市告示第 558号 平成 17年奈良市告示第 217号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。 平成 17年 9月 20日 奈良市長 藤 原 昭 次のよう省略 (平成 17年 9月 20日揭示済)
奈保町	奈良阪町 (一部)	奈良阪町 2027の 3 先から奈良阪町 2684の 1 先までの市道北部第 7 号線の西側、奈良阪町 2677の 4 先から奈良阪町 2673の 25先までの市道奈良阪法蓮線の南側、奈良阪町 2673の 4、奈良阪町 2674の 6 先から奈良阪町 1198先までの県道奈良加茂線の西側、奈良阪町 1198先から奈良阪町 1190先までの市道北部第 15号線の南側、奈良阪町 1190先から奈良阪町 2664先までの水路である市有地の北西側、奈良阪町 2664 1218の 3、1218の 109 2819の 2、2819の 1、奈良阪町 2819の 1 東側に隣接する道路である市有地、奈良阪町 2666の 63 から 2666の 69まで、2666の 29 2666の 70 2666の 30から 2666の 3まで、2666の 53 2666の 54 2666の 21、2666の 3 から 2666の 5まで、2666の 16 2666の 17 2666の 6、1218の 1、奈良阪町 2014先から奈良阪町 2019先までの市道北部第 8 号線の南側、奈良阪町 2020 奈良阪町 2022 先から奈良阪町 2764先までの市道北部第 8 号線の南側、奈良阪町 2670の 6、2670の 5、2673の 1、法蓮町 1565の 4 先から法蓮町 1592の 1 先までの市道北部第 8 号線の南側、法蓮町 1636の 3 先から法蓮町 1636の 2 先までの市道北部第 8 号線の南側、奈良阪町 2677の 1 及び法蓮町 1637の 1 先から法蓮町 1885の 25先までの市道北部第 8 号線の南側で囲まれた区域	奈良市告示第 559号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。 平成 17年 9月 20日 奈良市長 藤 原 昭 1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。 2 移動年月日 平成 17年 9月 20日 3 移動対象区域 近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域 4 保管場所 奈良市大安寺西二丁目 288- 1 奈良市自転車等保管施設 5 引取期間 移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。 6 引取時間 午前 9 時から午後 4 時 30分まで 7 引取りのための必要事項 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 2,000円 イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料) 8 連絡先 奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表 (平成 17年 9月 20日揭示済) 奈良市告示第 560号 都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 9月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 4月 6日 奈良市指令都整開第 04A- 5 1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成 17年 9月 20日 第 948号
 - (2) 公共施設 平成 17年 9月 20日 第 411号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮町 1921番地の 5
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県香芝市今泉 98番地の 1
株式会社シティホーム
代表取締役 田中 昭治
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市法蓮町 1921番地の 5 の一部
 - (2) 公園
奈良市法蓮町 1921番地の 5 の一部
 - (3) 下水道
奈良市法蓮町 1921番地の 5 の一部

(平成 17年 9月 20日揭示済)

奈良市告示第 561号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 260条の 2 第 11 項の規定により藤原町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 9月 21日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所	
変更前	変更後
浅田 耕夫 奈良市藤原町 266番地の 1	宮本 善孝 奈良市藤原町 4番地

- 2 変更の年月日
平成 16年 4月 10日
(平成 17年 9月 21日揭示済)

奈良市告示第 562号

平成 17年奈良市告示第 217号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成 17年 9月 21日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成 17年 9月 21日揭示済)

奈良市告示第 563号

なら工藝館条例施行規則（平成 12年奈良市規則第 66号）

第 3 条第 2 項の規定により、平成 17年 11月 1日、同月 2 日及び同月 15日になら工藝館を休館し、11月 4日に同館を開館し、並びに平成 17年 11月 3日から同月 6日までの閉館時間を午後 6 時とする。

平成 17年 9月 21日

奈良市長 藤原 昭

(平成 17年 9月 21日揭示済)

奈良市告示第 564号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により告示します。

平成 17年 9月 22日

奈良市長 藤原 昭

申請者 住所・氏名	奈良市六条二丁目 6 番 24号 村田 道子 奈良市六条二丁目 8 番 33号 村田 充代 大阪府寝屋川市大字高宮 652番地の 159 大西 紀子
道路の位置	奈良市五条三丁目 84番地の 1 及び 85番地の各一部
道路の幅員	最大 5.0m 最小 5.0m
道路の延長	31.26m
指定年月日	平成 17年 9月 22日
指定番号	第 17012号

(平成 17年 9月 22日揭示済)

奈良市告示第 565号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 9月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 9月 22日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 9月 22日揭示済)

奈良市告示第 566号

平成 17年奈良市議会 9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 219条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 17年 9月 22日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 平成 17年度奈良市一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 平成 17年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 平成 17年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 平成 17年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 平成 17年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 平成 17年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）

別紙

平成 17年度奈良市一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

平成 17年度奈良市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,678,993千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 114,380,893千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 14,119,782	千円 367,582	千円 14,487,364
	2 国庫補助金	2,410,557	77,801	2,332,756
	3 国庫委託金	173,306	1,350	174,656
	4 国庫交付金	352,757	444,033	796,790
17 財産収入		231,166	9,810	240,976
	2 財産売却収入	200,151	9,810	209,961
18 寄附金		560	2,000	2,560
	1 寄附金	560	2,000	2,560
20 繰越金		260,000	464,701	724,701
	1 繰越金	260,000	464,701	724,701
21 諸収入		2,202,603	10,900	2,213,503
	3 貸付金元利収入	1,662,146	10,000	1,672,146
	4 雑収入	508,730	900	509,630
22 市債		8,698,100	3,824,000	12,522,100
	1 市債	8,698,100	3,824,000	12,522,100
歳入合計		109,701,900	4,678,993	114,380,893

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 11,856,696	千円 4,003,362	千円 15,860,058
	1 総務管理費	8,129,255	2,262	8,131,517
	2 企画費	1,486,309	4,001,100	5,487,409
3 民生費		35,049,046	602,643	35,651,689
	1 社会福祉費	13,958,213	494,722	14,452,935
	2 児童福祉費	11,246,929	107,921	11,354,850
4 衛生費		11,545,147	6,302	11,551,449
	2 保健所費	2,480,374	3,802	2,484,176
	3 清掃費	6,162,824	2,500	6,165,324
8 観光費		802,671	300	802,971
	1 観光費	802,671	300	802,971

9 土 木 費		14,206,633	58,500	14,265,133
	2 道路橋梁費	2,254,397	6,000	2,260,397
	4 都市計画費	10,544,904	52,500	10,597,404
11 教 育 費		11,743,149	2,000	11,745,149
	4 高等学校費	856,513	2,000	858,513
14 諸 支 出 金		50,584	5,886	56,470
	1 地 元 公 共 事 業 基 金	9,765	5,886	15,651
歳 出 合 計		109,701,900	4,678,993	114,380,893

第 2 表 債務負担行為補正

1 追加分

事 項	期 間	限 度 額
学校校舎使用料	平成 17年度から 平成 18年度まで	千円 77,000

第 3 表 地方債補正

1 追加分

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地域振興基金 造成事業	千円 3,800,000	普通貸借 又は 債券発行	% 5.0以内(利率見直し 方式により当該利率 の見直しを行った後 においては、見直し 後の利率とする。)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合には、その債 権者との協定による。た だし、市財政の都合によ り据置期間を短縮し、も しくは繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。

2 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
福祉施設整備事業	千円 26,000	千円 50,000
計	8,698,100	8,722,100

平成 17年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 17年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算
(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 161,300
千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 415,869	千円 12,500	千円 428,369

れ 10,591,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表
歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

	1 国庫補助金	415,869	12,500	428,369
6 繰入金		4,187,209	52,500	4,239,709
	1 一般会計繰入金	4,167,209	52,500	4,219,709
8 市債		2,145,900	96,300	2,242,200
	1 市債	2,145,900	96,300	2,242,200
歳入合計		10,430,000	161,300	10,591,300

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		千円 5,273,246	千円 65,000	千円 5,338,246
	2 下水管渠費	1,683,309	65,000	1,748,309
3 公債費		4,373,380	96,300	4,469,680
	1 公債費	4,373,380	96,300	4,469,680
歳出合計		10,430,000	161,300	10,591,300

第2表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補正前	補正後
下水道事業	千円 2,145,900	千円 2,242,200

平成 17年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 17年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5,752

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ
27,544,752千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸収入		千円 29,366	千円 5,752	千円 35,118
	3 雑入	29,114	5,752	34,866
歳入合計		27,539,000	5,752	27,544,752

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		千円 25,002	千円 5,752	千円 30,754
	1 還付及び還付加算金	25,002	5,752	30,754
歳出合計		27,539,000	5,752	27,544,752

平成 17年度奈良市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 17年度奈良市の老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,178,112千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表

歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 1,885,984	千円 2,000	千円 1,887,984
	1 一般会計 繰入金	1,885,984	2,000	1,887,984
歳入合計		28,176,112	2,000	28,178,112

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 70,695	千円 2,000	千円 72,695
	1 総務管理費	70,695	2,000	72,695
歳出合計		28,176,112	2,000	28,178,112

平成 17年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 17年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 95,682

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,417,282千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 -	千円 95,682	千円 95,682
	1 繰越金	-	95,682	95,682
歳入合計		16,321,600	95,682	16,417,282

（註）「第 8 款 諸収入」を「第 9 款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		千円 1,916	千円 95,682	千円 97,598
	1 償還金及び 還付加算金	1,916	95,682	97,598
歳出合計		16,321,600	95,682	16,417,282

平成 17年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）
（総則）

第 1 条 平成 17年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（科 目）

（既決予定額）

（資本的収入及び支出）

第 2 条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（補正予定額）

（計）

収

入

第 1 款 資本的収入

1,708,000千円

162,500千円

1,870,500千円

第 1 項 企 業 債 (科 目)	540,000千円 (既決予定額)	162,500千円 (補正予定額)	702,500千円 (計)
	支	出	

第 1 款 資 本 的 支 出	4,211,000千円	162,500千円	4,373,500千円
第 5 項 企 業 債 償 還 金	930,339千円	162,500千円	1,092,839千円

(企業債)
第 3 条 予算第 5 条を次のように改める。
(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備費、施設費及び配水施設改良費に充当	千円 540,000	証 書 借 入	5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公 営 企 業 借 換 債	162,500			

(平成 17年 9月 22日揭示済)

奈良市告示第 567号

国土調査法(昭和 26年法律第 180号)による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第 17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供します。

平成 17年 9月 26日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 閲覧を実施する者の名称
奈良市
- 2 閲覧地域
奈良市小倉町の一部地域
- 3 地図及び簿冊の名称
地籍図、地籍簿
- 4 閲覧期間
平成 17年 9月 26日から平成 17年 10月 16日まで
- 5 閲覧場所
奈良市都祁行政センター業務課(奈良市針町 217番地)
(平成 17年 9月 26日揭示済)

奈良市告示第 568号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 9月 26日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 9月 26日
- 3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 9月 26日揭示済)

奈良市告示第 569号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 17年 9月 27日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	東大阪市稲田本町三丁目 6 番 2号
申請者氏名	株式会社 神名 代表取締役 土浦 一憲
道路の位置	奈良市神殿町 38番地の 13、38番地の 18 及び 38番地の 18
道路の幅員	最大 6.0m 最小 6.0m
道路の延長	43.42m
指定年月日	平成 17年 9月 27日
指 定 番 号	第 17010号

(平成 17年 9月 27日揭示済)

奈良市告示第 570号

このたび、奈良市都祁白石町の地内を受益区域と定め、ため池等整備事業(小規模)貝那木中池地区を県営土地改良事業として実施されるよう申請をしたいので、土地改良法(昭和 24年法律第 195号)第 85条の 2 第 2 項の規定に

より、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により平成 17年 10月 11日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成 17年 9月 27日

奈良市長 藤原 昭

計画の概要

- (1) 事業名 ため池等整備事業(一般)小規模・県営
- (2) 事業の目的 ため池の改修
- (3) 所在地及び現況 奈良市都祁白石町地内 貝那木中池
- (4) 基本計画 堤体工 L = 62m 制波工 一式
余水吐工 一式 取水施設工 一式
- (5) 概算事業費 70,000,000円
- (6) 事業の効果 近隣農地の防災が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成 17年 9月 27日 揭示済)

奈良市告示第 571号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法(昭和 24年法律第 195号)第 96条の 2 第 2 項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により平成 17年 10月 11日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成 17年 9月 27日

奈良市長 藤原 昭

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 ため池
- (2) 事業の目的 ため池の堤体強化
- (3) 所在地及び現況 奈良市八島町地内 八島前池
- (4) 基本計画 堤体工 L = 50m
- (5) 概算事業費 4,000,000円
- (6) 事業の効果 近隣農地の防災が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成 17年 9月 27日 揭示済)

奈良市告示第 572号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法(昭和 24年法律第 195号)第 96条の 2 第 2 項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により平成 17年 10月 11日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成 17年 9月 27日

奈良市長 藤原 昭

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 ため池・防災
- (2) 事業の目的 取水工の改修
- (3) 所在地及び現況 奈良市八島町地内 八島泡ノ池
- (4) 基本計画 取水施設工 一式
- (5) 概算事業費 4,000,000円
- (6) 事業の効果 取水の改善と、近隣農地の防災が図れる。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成 17年 9月 27日 揭示済)

奈良市告示第 573号

このたび、当市が施行予定の土地改良事業の申請をしたので、土地改良法(昭和 24年法律第 195号)第 96条の 2 第 2 項の規定により、次の事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、この事業の施行に係る受益地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地についてこの事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により平成 17年 10月 11日までに奈良市農業委員会に申し出てください。

平成 17年 9月 27日

奈良市長 藤原 昭

計画の概要

- (1) 事業名 水と農地活用促進事業 農道整備
- (2) 事業の目的 農道の舗装
- (3) 所在地及び現況 奈良市都祁小山戸町、来迎寺町地内 小山戸・来迎寺 地区
- (4) 基本計画 農道舗装 L = 425m W = 2.5m
- (5) 概算事業費 3,000,000円

- (6) 事業の効果 農産物の損傷防止と、維持管理費の軽減。
- (7) 他事業との関係 無
- (8) 計画概要図 別紙参照

別紙省略

(平成 17年 9月 27日 揭示済)

奈良市告示第 574号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。

平成 17年 9月 27日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	奈良市あやめ池南二丁目 1 番 41号
申請者氏名	クリエイト関西株式会社 代表取締役 葛原 芳保
道路の位置	奈良市神殿町 38番地の 4 及び 382番地の 4
道路の幅員	最大 6.0m 最小 6.0m
道路の延長	43.85m
指定年月日	平成 17年 9月 27日
指 定 番 号	第 1701号

(平成 17年 9月 27日 揭示済)

奈良市告示第 575号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 9月 28日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 9月 28日
- 3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 9月 28日 揭示済)

奈良市告示第 576号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 9月 29日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 5月 20日 奈良市指令都整開第 05A- 4 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成 17年 9月 29日 第 949号
 - (2) 公共施設 平成 17年 9月 29日 第 412号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園朝日元町一丁目 1899番地の 1 及び 1899番地の 4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園北一丁目 3 番 2 号
株式会社 住 代表取締役 鈴木 守
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市学園朝日元町一丁目 1899番地の 1 の一部
 - (2) 下水道
奈良市学園朝日元町一丁目 1899番地の 1 の一部

(平成 17年 9月 29日 揭示済)

奈良市告示第 577号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 9月 29日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 9月 29日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 9月 29日 揭示済)

奈良市告示第 578号

生活保護法（昭和 25年法律第 14号）第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤 原 昭

施 術 者		施 術 所		指 定 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
山本敏男	奈良市あやめ池南四丁目 1 - 8 ラ	やまもと鍼灸整骨院	奈良市あやめ池南二丁目 1 - 48	平成 17年 9月 6 日

	ークハウス 101			
木村 隆	奈良市登美ヶ丘四丁目 3 - 1	木村鍼灸 整骨院	奈良市西大寺栄町 3 - 1 梅守第 2ビル 3 F	平成 17年 9月 26日

(平成 17年 9月 30日 揭示済)

奈良市告示第 579号

奈良市営住宅条例(昭和 61年奈良市条例第 14号)第 17条第 3項の平成 17年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第 4項の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公表します。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤原 昭

名 称	位 置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の住宅 の家賃(円)	利便性係数
第 10号市営住宅	奈良市古市町	74.9	119- 124	93,700	0.7343
第 11号市営住宅	奈良市杏町	74.9	56- 57	91,400	0.7049

(平成 17年 9月 30日 揭示済)

奈良市告示第 580号

昭和 51年奈良市告示第 89号(金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成 17年 10月 1日から施行します。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤原 昭

第 2 項中「ユーエフジェイ信託銀行株式会社」を「三菱ユーエフジェイ信託銀行株式会社」に改める。

(平成 17年 9月 30日 揭示済)

奈良市告示第 581号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令(昭和 23年政令第 197号)第 5 条の規定により公告します。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 予防接種の対象者の範囲
生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある者
- 2 予防接種を行う期日及び場所
別紙のとおり
- 3 接種不相当者
 - (1) 下痢が治癒していない者
 - (2) 明らかな発熱(37.5 以上)を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
 - (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 接種要注意者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者

に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 17年 9月 30日 揭示済)

奈良市告示第 582号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 9月 30日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17年 3月 14日 奈良市指令都整開第 04A- 49号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17年 9月 30日 第 950号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三松四丁目 940番地の 5 及び 943番地の 2 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三松四丁目 943番地の 2

平木 典次

(平成 17年 9月 30日 揭示済)

公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市公平委員会

委員長 森田 功

奈良市公平委員会規則第 4 号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41年奈良市公平委員会規則第 2号）の一部を次のように改正する。
別表出納室の項中「会計係長及び審査係長」を「係長及び秘書担当の主任」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成 17年 9月 1日から適用する。

(平成 17年 9月 30日 掲 示 済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 37号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号）第 7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 9月 21日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
名阪設備工業	菅野 是清	奈良県天理市石上町 60番地の 1	平成 17年 9月 1日

(平成 17年 9月 21日 掲 示 済)

奈良市水道局告示第 38号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号）第 4条第 1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 9月 21日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	指 定 日
株式会社名阪設備	代表取締役 菅野 是清	奈良県天理市石上町 60番地の 1	平成 17年 9月 1日
タツミ工務店	巽 喜光	奈良市横田町 408番地	平成 17年 9月 1日

(平成 17年 9月 21日 掲 示 済)

奈良市水道局告示第 39号

昭和 62年奈良市水道局告示第 2号（奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成 17年 10月 1日から施行する。

平成 17年 9月 30日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

第 2 項中「ユーエフジェイ信託銀行株式会社」を「三菱ユーエフジェイ信託銀行株式会社」に改める。

(平成 17年 9月 30日 掲 示 済)

教 育 委 員 会

奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 12号

奈良市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市公民館条例施行規則（昭和 39年奈良市教育委員会規則第 3号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 8 条までを削る。

第 9 条第 1 項中「および」を「及び」に改め、同条を第 3 条とする。

第 10 条を第 4 条とする。

第 11 条中「教育長」を「指定管理者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 12 条中「教育長」を「指定管理者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 13 条を第 7 条とする。

別記第 1 号様式中【あて先】奈良市教育委員会教育長」を【あて先】指定管理者」に改める。

別記第 2 号様式（表）中「教育長」を「指定管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 17年 9月 30日 掲 示 済)

奈良市公民館分館規則を廃止する規則をここに公布する。
平成 17年 9月 30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 13号

奈良市公民館分館規則を廃止する規則

奈良市公民館分館規則（昭和 26年奈良市教育委員会規則第 38号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 9月 30日 掲 示 済)

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第 14号

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市黒髪山キャンプフィールド条例施行規則(平成 12年奈良市教育委員会規則第 5号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条の見出しを【使用承認の申請】に改め、同条第 1 項中「使用許可を」を「使用承認を」に、奈良市黒髪山キャンプフィールド使用許可申請書を「奈良市黒髪山キャンプフィールド使用承認申請書」に、「3 通」を「2 通」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項の申請は、指定管理者が指定する場所において、指定管理者が指定する受付日時にしなければならない。

第 4 条の見出しを【使用承認】に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「許可したとき」を「承認したとき」に、「許可印」を「承認印」に改める。

第 5 条の見出しを【承認書の携帯】に改め、同条中「使用許可」を「使用承認」に、「許可書」を「承認書」に改める。

第 6 条中「使用許可」を「使用承認」に、「教育委員会」を「指定管理者」に、「その許可」を「その承認」に改める。

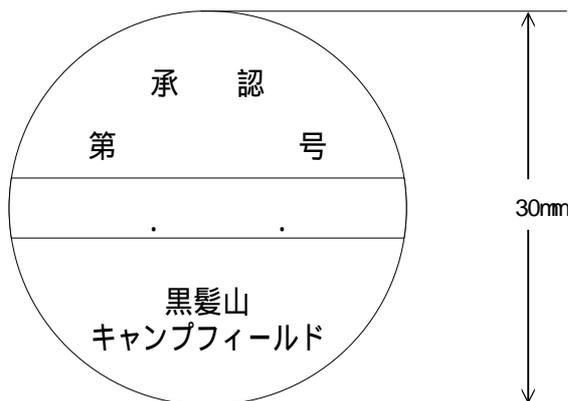
第 7 条中「許可書」を「承認書」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

別記第 1 号様式中「奈良市黒髪山キャンプフィールド使用許可申請書」を「奈良市黒髪山キャンプフィールド使用承認申請書」に、「奈良市教育委員会」を「指定管理者」に、「許可条件」を「承認条件」に、「許可印」を「承認印」に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式(第 4 条関係)



別記第 3 号様式中「奈良市教育委員会」を「指定管理者」に、「使用許可日時」を「使用承認日時」に、「許可年月日」を「承認年月日」に、「許可番号」を「承認番号」に、「許可第 号」を「承認第 号」に、「許可書」を「承認書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 17年 9月 30日揭示済)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第 15号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市体育施設条例施行規則(昭和 60年奈良市教育委員会規則第 7号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 3 条第 1 項中「教育委員会」を「指定管理者(奈良市南部体育館、奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場については、教育委員会。次条第 1 項及び第 6 条において同じ。)」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 6 条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第 7 条第 1 項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「許可」を「承認」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 削除

別記第 1 号様式中【(あて先)奈良市教育委員会】を【(あて先)指定管理者】に改める。

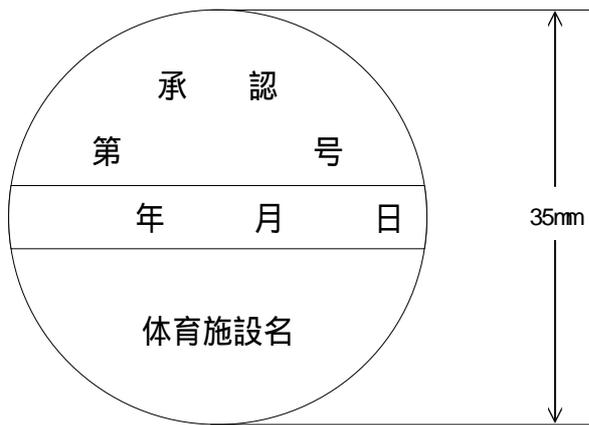
別記第 2 号様式中【(あて先)奈良市教育委員会】を【(あて先)】に改める。

別記第 3 号様式から第 5 号様式の 2 までの規定中【(あて先)奈良市教育委員会】を【(あて先)指定管理者】に改める。

別記第 5 号様式の 3 中【(あて先)奈良市教育委員会】を【(あて先)】に改める。

別記第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式(第 4 条関係)



別記第 7号様式中 「奈良市教育委員会」を「体育施設名」に改める。

別記第 7号様式の 2 中 「奈良市教育委員会」を削る。

別記第 8号様式中 「奈良市教育委員会」を「体育施設名」に改める。

別記第 8号様式の 2 中 「奈良市教育委員会」を削る。

別記第 10号様式及び第 11号様式中【あて先】奈良市教育委員会」を【あて先】指定管理者」に改める。

別記第 11号様式の 3 中 「奈良市教育委員会」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、一部を修正して使用することができる。

(平成 17年 9月 30日 掲示済)

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 16号

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則(昭和 61年奈良市教育委員会規則第 5号)の一部を次のように改正する。

第 2条を次のように改める。

第 2条 削除

第 3条第 1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

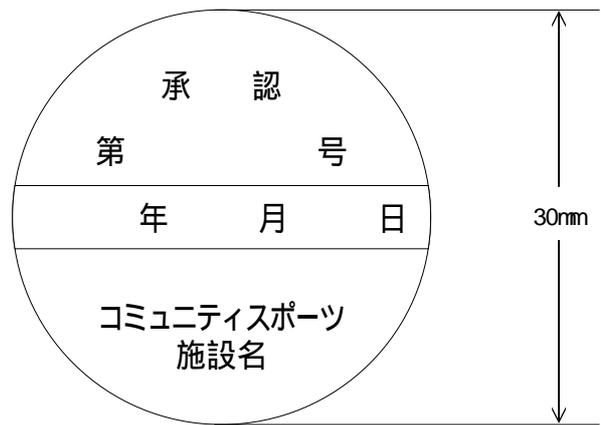
第 4条第 1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 2項中「使用許可」を「使用承認」に改める。

第 6条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

別記第 1号様式中【あて先】奈良市教育委員会」を【あて先】指定管理者」に改める。

別記第 2号様式を次のように改める。

第 2号様式(第 4条関係)



別記第 3号様式中 「奈良市教育委員会」を「スポーツ施設名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、一部を修正して使用することができる。

(平成 17年 9月 30日 掲示済)

奈良市青年の家交楽館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 9月 30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第 17号

奈良市青年の家交楽館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市青年の家交楽館条例施行規則(昭和 58年奈良市教育委員会規則第 7号)の一部を次のように改正する。

第 2条及び第 3条を次のように改める。

第 2条及び第 3条 削除

第 4条の見出しを【使用承認の申請】に改め、同条第 1項中「許可を」を「承認を」に、「交楽館使用(変更)許可申請書」を「交楽館使用(変更)承認申請書」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第 5条の見出しを【使用承認】に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「許可したとき」を「承認したとき」に、「許可印」を「承認印」に改める。

第 6条の見出しを【承認書の提示等】に改め、同条中「使用許可」を「使用承認」に、「許可書」を「承認書」に、「変更許可を」を「変更承認を」に、「変更許可書」を「変更承認書」に改める。

第 7条の見出しを【変更承認】に改め、同条第 1項中「使用許可」を「使用承認」に、「許可証」を「承認書」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 2項中「変更許可」を「変更承認」に改める。

第 8条第 1項中「許可書」を「承認書」に改める。

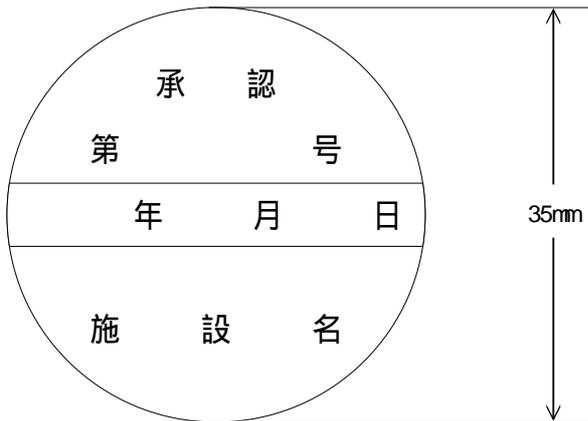
第 10条中「使用許可」を「使用承認」に改める。

別記第 1 号様式中 「交楽館使用(変更)許可申請書」を「交楽館使用(変更)承認申請書」に、奈良市教育委員会を【(あて先)指定管理者】に、許可条件を「承認条件」に、

「許可印」を「承認印」に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式(第 5 条関係)



別記第 3 号様式中 「許可の年月日」を「承認の年月日」に、「使用許可」を「使用承認」に、

「許可印」を「承認印」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18年 4月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成 17年 9月 30日 掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 161号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2 号の規定により、平成 17年 9月 29日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 9月 30日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝 二

1 抹消年月日

平成 17年 9月 30日

2 抹消した者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 9月 30日 掲示済)

正 誤

平成 17年 9月 14日 付け奈良市公報号外第 22号

ページ	段	行	誤	正
6	-	-	市町村窓口	市窓口